

令和4年4月

除草等業務委託 共通仕様書

〔 四日市市 都市整備部 道路建設課、道路維持課、河川排水課、市街地整備課、公園緑政課
商工農水部 農水振興課 〕

(優先順位)

第1 本業務の実施にあたっての優先順位は下記のとおりとする。

1. 契約図書
2. 三重県公共工事共通仕様書

(共通事項)

第2 本業務の実施にあたっては、「三重県公共工事共通仕様書」

(三重県のホームページ及び四日市市担当各課にて縦覧)を準用する。

2. 業務の一部について下請負に付する場合には、四日市市工事執行規則第18条における様式により、請負工事一部下請負届を提出すること。また、施工体制台帳、工事作業所災害防止協議会兼施工体系図を届出書(発注者指定の様式)に添付し提出すること。
3. 道路交通障害を生じる場合は受注者にて、所轄警察署で道路交通法第77条による「道路の使用の許可」の手続きを行うこと。また、緊急車輛等の通行に支障を来たす場合は、関係各機関(消防署等)に連絡し必要な手続きを行うこと。
4. 業務委託料300万円未満の業務の工程表及び履行状況報告については、監督職員が提出を求めない限り省略するものとする。
5. 日報・納品伝票等の写しは、監督職員が提出を求めた場合については、提出すること。
6. 工程表については四日市市工事執行規則第14条における様式にて提出すること。
7. 監督職員より指示があった場合は、環境管理に係わる配慮事項確認書を提出すること。
8. 実施にあたり、工事看板・立入防止処置など、交通安全施設による安全管理を徹底すること。
9. この契約による業務の従事者は、業務を実施するに当たり個人情報(特定個人情報(個人番号をその内容に含む個人情報をいう。))を含む。)を取り扱う場合においては、別紙『個人情報取扱注意事項』を遵守しなければならない。

(現場の管理)

第3 関係諸法規を遵守し、労働者・その他出入者の監督・風紀衛生の取締りならびに火災盗難・その他の事故防止に十分注意しなければならない。

既設物に近接する作業については、これらに支障を与えぬよう細心の注意をもって行うこと。なお、緊急時の措置方法については各所有者(管理者)の指示が優先することがある。

(騒音・振動)

第4 本業務に際し発生する騒音・振動について極力小さくなるよう機種を選定、使用方法について十分考慮すること。

(品質管理)

第5 基準数量以下の品質管理等については、監督職員の指示によるものとする。

(暴力団等不当介入に関する事項)

第6 契約の解除

四日市市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱(平成20年四日市市告示第28号)第3条又は第4条の規定により、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止措置を受けたときは、契約を解除することがある。

2. 暴力団等による不当介入を受けたときの義務

- (1) 不当介入には、断固拒否するとともに、速やかに警察へ通報並びに業務発注所属へ報告し、警察への捜査協力を行うこと。
- (2) 契約の履行において、不当介入を受けたことにより、業務遂行に支障が生じたり、納期等に遅れが生じるおそれがあるときには、業務発注所属と協議を行うこと。
- (3) (1)(2)の義務を怠ったときは、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止等の措置を講ずる。

(除草等業務)

第7 処 除草後の草の処理については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく中間処理施設及び再生資源の利用の促進に関する法律に基づく再生資源化施設」に搬入すること。また、処理後すみやかに計量伝票の写しを監督職員に提出すること。なお、草刈後の草は可能な限り乾燥させて搬入すること。

2. 草刈後の草の処分について、自社処分の場合は処分費を減額変更し、運搬距離においては自社処分先が特記仕様書記載の運搬距離未満の場合は、減額変更する。その場合における処分方法については監督職員と協議すること。
3. 詳細位置については、着工前に監督職員と十分に協議し決定すること。
4. 監督職員からの指示があった場合には、業務着工前に、地元自治会と調整を行うこと。

(特記仕様書)

第8 他別記の特記仕様書を附す。

[別紙]

個人情報取扱注意事項

(基本事項)

第1 この契約による業務の受注を受けた者(以下「乙」という。)は、この契約による業務を行うに当たり、個人情報(特定個人情報(個人番号をその内容に含む個人情報をいう。))を含む。以下同じ。)を取り扱う際には、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

(受注者の義務)

第2 乙及びこの契約による業務に従事している者又は従事していた者(以下「乙の従事者」という。)は、当該業務を行うに当たり、個人情報を取り扱うときは、四日市市個人情報保護条例(平成11年四日市市条例第25号。以下「条例」という。)第11条に規定する義務を負う。

2 乙は、この契約による業務において個人情報が適正に取り扱われるよう乙の従事者を指揮監督しなければならない。

(秘密の保持)

第3 乙及び乙の従事者は、この契約による業務を行うに当たって知り得た個人情報を当該業務を行うために必要な範囲を超えて使用し、又は他人に知らせてはならない。

2 乙は、乙の従事者が在職中及び退職後においても、前項の規定を遵守するように必要な措置を講じなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(適正な管理)

第4 乙は、この契約による業務に係る個人情報の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、個人情報の適正な管理のため、管理責任者を置くものとする。

3 管理責任者は、個人情報を取り扱う業務の従事者を必要な者に限定し、これらの従事者に対して、個人情報の管理方法等について適正な指導管理を行わなければならない。

4 四日市市(以下「甲」という。)は、必要があると認めるときは、個人情報の管理状況等に関し、乙に対して報告を求め、又は乙の作業場所を実地に調査することができるものとする。この場合において、甲は乙に必要な改善を指示することができるものとし、乙は、その指示に従わなければならない。

(収集の制限)

第5 乙及び乙の従事者は、この契約による業務を行うために、個人情報を収集するときは、当該業務を行うために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(再委託の禁止)

第6 乙は、あらかじめ甲の承諾があった場合を除き、この契約による業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 乙は、前項の承諾により再委託(下請を含む。以下同じ。)する場合は、再委託先における個人情報の適正な取り扱いのために必要な措置を講じなければならない。

3 前項の場合において、乙は、再委託先と本注意事項に準じた個人情報の取り扱いに関する契約を交わすものとする。

(複写、複製の禁止)

第7 乙及び乙の従事者は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、この契約による業務を行うに当たって、甲から提供された個人情報記録された資料等(以下「資料等」という。)を複写し、又は複製してはならない。

(持ち出しの禁止)

第8 乙及び乙の従事者は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、資料等(複写又は複製したものを含む。第9において同じ。)を契約書に指定された作業場所から持ち出してはならない。

- 2 甲及び乙は、乙が前項の指示又は承諾により資料等を持ち出す場合、その内容、期間、持ち出し先、輸送方法等を書面により確認するものとする。
- 3 前項の場合において、乙は、資料等に施錠又は暗号化等を施して関係者以外の者がアクセスできないようにするとともに、資料等を善良なる管理者の注意をもって保管又は管理し、漏えい、滅失及びき損の防止その他適切な管理を行わなければならない。

(資料等の返還)

第9 乙は、この契約による業務を行うに当たって、甲から提供された個人情報記録された資料等を、当該業務の終了後速やかに甲に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、甲の指示により廃棄し、又は消去する場合を除く。

- 2 前項の廃棄又は消去は、次の各号に定めるほか、他に漏えいしないよう適切な方法により行うものとする。
 - (1) 紙媒体 シュレッダーによる裁断
 - (2) 電子媒体 データ完全消去ツールによる無意味なデータの上書き、もしくは媒体の破碎
- 3 乙は、第6の規定により甲の承諾を得てこの契約による業務を第三者に委託し、又は請け負わせたときは、当該業務の終了後速やかに当該第三者から資料等を回収のうえ甲に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、甲の指示により、乙又は第三者が資料等を廃棄し、又は消去する場合を除く。
- 4 前項ただし書の規定により、第三者が資料等を廃棄し、又は消去する場合には、乙は、当該資料等が廃棄、又は消去されたことを直接確認しなければならない。

業務における新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等に関する特記仕様書

本業務における新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等については、以下により徹底を図るものとする。

- (1) 業務の円滑な履行確保を図る観点から、業務の現場等のみならず関係する会社・事務所等も含め、現場状況などを勘案しつつ、アルコール消毒液の設置や不特定の者が触れる箇所の定期的な消毒、手洗い・うがいなど、感染予防の対応を徹底するとともに、すべての作業従事者等の健康管理に留意すること。
- (2) 新型コロナウイルス感染症については、特に、①密閉空間、②密集場所、③密接場面という3つの条件（以下「三つの密」という。）が同時に重なる場では、感染を拡大するリスクが高いことから、事務所等における各種の打合せ、更衣室等における着替えや食事・休憩など、多人数が集まる場面や密室・密閉空間における作業などにおいては、他の作業従事者と一定の距離を保つことや作業場所の換気の励行など、三つの密の回避や影響を緩和するための対策に万全を期すこと。
- (3) 業務等の関係者が緊急事態措置・まん延防止等重点措置を実施すべき区域から作業等に従事する必要がある場合は、受発注者と協議を行い、感染拡大防止のための適切な対応をとること。
- (4) 感染拡大防止対策を実施するために追加で費用を要する場合は、設計変更の対象とする。ただし、感染防止については、事前に監督員と協議を行い有効な手段と認められる場合に業務計画書に記載した上で履行することを前提とする。
- (5) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、「業務の一時中止や履行期間の延長」が必要な場合には、監督員と協議を行うこと。
- (6) 作業従事者等が新型コロナウイルス感染症の感染者及び濃厚接触者（以下「感染者等」という。）であることが判明した場合は、速やかに監督員に報告すること。また、保健所等の指導に従い、感染者等の自宅待機などの適切な措置を講じること。

なお、感染者等であることが判明した場合は、本業務のみならず、受注者が本市と契約中の全ての業務について、一時中止の措置を行う場合がある。

小学校及び中学校法面除草業務委託（南部）仕様書

1 件 名	小学校及び中学校法面除草業務委託（南部）
2 業務の対象	別紙1参照
3 業務の内容	<p>小学校及び中学校の法面のうち、各校で対応できない危険な法面の除草を行う。</p> <p>※肩掛け草刈機・草刈鎌及び手抜き作業により除草を行うが、当該法面は急傾斜のため十分な安全措置を講じたうえで実施すること。</p> <p>※刈り取った草は、散乱しないよう速やかに集めて搬出し、一般廃棄物の受け入れが可能な資源化处理施設へ搬入すること。 なお、草刈後の草は可能な限り乾燥させて搬入すること。</p> <p>※詳細位置については、着工前に監督職員と十分に協議し決定すること。</p> <p>※川島小学校における除草作業時は、北側法面に隣接する集合住宅の入居者に対し、事前に施工日・施工内容・施工業者名を記載した文書を配布すること。また施工の際は十分な注意を払うこと。</p>
4 実施時期	<p>契約の日から令和4年9月9日まで</p> <p>※なお、業務の実施までに、その予定を当該施設の責任者（校長又は教頭）と協議すること。 また協議した予定を委託者まで報告すること（書式等不問）。</p>
5 業務報告	<p>業務の完了後下記の書類を作成し、契約期間内に提出するものとする。</p> <p>①法面除草業務確認書（別添） 各施設の責任者（校長又は教頭）の確認を受けること。</p> <p>②着工前・作業中・作業後の写真を添付すること。</p> <p>③委託業務（完了）報告書（別添）</p> <p>④除草後の草処分報告書 <u>処分状況の写真・計量伝票の写し</u>を添付すること。</p> <p>※提出する書類は可能な限り再生紙を使用し、ファイル等を用いず、ひも等で綴ること。</p>
7 支払方法	上記点検報告の確認をもって四日市市会計規則に基づき支払うものとする。
8 その他	<p>・業務の施行に関し、必要な水道、電気は無料で使用させるものとし、その他使用する工具・機械・油・消毒剤・雑材等は一切受託者の負担とする。</p> <p>・その他この仕様書に定めない事項及び疑義が生じたときは委託者の指示を受けること。</p>

9 注 意 事 項

暴力団等不当介入に関する事項

1. 契約の解除

四日市市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成20年四日市市告示第28号）第3条又は第4条の規定により、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止措置を受けたときは、契約を解除することがある。

2. 暴力団等による不当介入を受けたときの義務

- (1) 不当介入には、断固拒否するとともに、速やかに警察へ通報並びに業務発注所属へ報告し、警察への捜査協力を行うこと。
- (2) 契約の履行において、不当介入を受けたことにより、業務遂行に支障が生じたり、納期等に遅れが生じるおそれがあるときには、業務発注所属と協議を行うこと。
- (3) (1)(2)の義務を怠ったときは、四日市市建設工事等入札資格参加停止基準に基づく入札参加資格停止等の措置を講ずる。

個人情報の取り扱いに関する事項

この契約による業務を行うに当たり、個人情報（特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報をいう。）を含む。）を取り扱う場合においては、「四日市市個人情報の取扱いを伴う業務の委託等に関する基準を定める規程（平成27年10月6日訓令第9号）」に定める『個人情報取扱注意事項』を遵守すること。

障害者差別解消に関する事項

1. 対応要領に沿った対応

- (1) この契約による事務・事業の実施（以下「本業務」という。）の委託を受けた者（以下「受託者」という。）は、本業務を履行するに当たり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）に定めるもののほか、障害を理由とする差別の解消の推進に関する四日市市職員対応要領（平成29年2月28日策定。以下「対応要領」という。）に準じて、「障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止」及び「社会的障壁の除去のための合理的な配慮の提供」等、障害者に対する適切な対応を行うものとする。
- (2) (1)に規定する適切な対応を行うに当たっては、対応要領に示されている障害種別の特性について十分に留意するものとする。

2. 対応指針に沿った対応

上記1に定めるもののほか、受託者は、本業務を履行するに当たり、本業務に係る対応指針（法第11条の規定により主務大臣が定める指針をいう。）に則り、障害者に対して適切な対応を行うよう努めなければならない。

委 託 業 務 （ 完 了 ） 報 告 書

令和 年 月 日

四日市市長 森 智広 殿

受託業者住所

受託業者氏名

件 名 小学校及び中学校法面除草業務委託（南部）

委託期間 契約の日から令和4年9月9日まで

除草後の草処分報告書

四日市市長 森 智広 殿

業 務 名	小学校及び中学校法面除草業務委託（南部）
業務場所	四日市市西日野町 ほか7町地内
契約番号	
委託期間	

1. 処分場所
2. 処分内容
3. 処分量

○上記のとおり処分いたしましたので報告します。

社名

責任者名

別紙 1

No	施設名	面積 (㎡)
1	四郷小学校	1,270
2	小山田小学校	310
3	川島小学校	3,645
4	常磐西小学校	464
5	内部東小学校	1,546
6	泊山小学校	653
7	桜台小学校	552
8	南中学校	260
9		
10		
11		
12		
13		

※業務対象箇所は図面に示す斜線部。

※刈草処分量が増減した場合は、設計数量の変更対象とする。

但し、増量が設計数量の1割以内の場合はその対象としないものとする。